

申告は正しくお早めに

市・県民税の申告期限は3月15日（木）です

申告日程表

受付時間(全日程とも) 午前部：午前9時～11時
午後部：午後1時30分～3時30分

と き	と こ ろ	対 象 地 区
2/16 木	ウェルス幸手2階研修室	西関宿、花島、中島、槇野地、神扇、平野、中野、長間
17 金	〃	上吉羽、神明内、木立、下字和田、上字和田、下吉羽
20 月	〃	惣新田、細野
21 火	〃	緑台1・2丁目、栄1・2・3
22 水	〃	栄4・5・6・7
23 木	〃	天神島、天神島1丁目、戸島、戸島1・2丁目
24 金	〃	吉野、吉野1丁目、平須賀、平須賀1・2丁目
26 日	市役所第二庁舎第1会議室	平日に申告ができない人
27 月	〃	東1・2丁目
28 火	〃	東3～5丁目
29 水	〃	中1～3丁目
3/1 木	〃	中4丁目、北2・3丁目
2 金	〃	中5丁目、大字幸手1～3, 300番台・5, 000番台
5 月	〃	北1丁目
6 火	〃	内国府間、外国府間、権現堂
7 水	〃	上高野、上高野1丁目
8 木	〃	南1・2丁目
9 金	〃	南3丁目
12 月	コミュニティセンター集会室	大字幸手3, 400番台～4, 000番台、西1・2丁目
13 火	〃	中川崎、下川崎、香日向1～4丁目
14 水	〃	千塚、円藤内、松石、高須賀
15 木	〃	上記の日程に申告ができない人

市・県民税の申告

問合せ

税務課市県税担当 ☎(43) 1111 内線133

FAX (43) 1125

市・県民税の所得申告を上
の日程表のとおり行います。
申告する必要のある人は、
期限内に申告をしていただ
くようお願いします。

申告が必要な人

▼平成24年1月1日現在、幸
手市に住所があり、つぎ

- ① 給与所得者で、勤務先か
ら市役所に給与支払報告
書が提出されていない人
- ② 給与所得以外にほかの所
得（不動産所得や雑所得な
ど）があった人
- ③ 給与を2か所以上から受
けている人
- ④ 幸手市には住んでいない
が、店舗を構えて営業し
ている人
- ⑤ 平成23年中に所得がなか
った人でも、非課税証明
書や所得証明書などの証
明書が必要とする人

※平成23年分の所得税の確定
申告書を提出した（する予
定の）人は、この申告書を提
出する必要はありません。

申告に必要な物

- ① 申告書
- ② 印鑑
- ③ 給与所得者・公的年金所
得者は源泉徴収票
- ④ 事業または農業所得者は
収支内訳書（記入済みのも
の）など
- ⑤ 国民健康保険、後期高齢
者医療保険、介護保険、国
民年金などの領収書また
は控除証明書
- ⑥ 生命保険（個人年金）、地
震保険などの控除証明書
- ⑦ 医療費控除を受ける人は、
平成23年中に支払った医
療費の領収書および保険
などによる補てん額のわ
かるもの（事前に1年間分
の合計額を計算しておい
てください。）
- ⑧ 障害者控除を受ける場合
は、障害者手帳、療育手帳
または市が発行する障害
者控除対象者認定書
- ⑨ 学生は学生証（郵送の場合
はコピー添付）
- ⑩ そのほか控除に必要なもの

(3)

▼税理士会による無料相談をご利用ください

税理士会による無料相談(所得税のみ)がありますので、営業、農業、そのほか庶業で確定申告をする人は、ぜひ、ご利用ください。

※青色申告・譲渡所得を除く。

と き 2月16日(木)・17日(金)・20日(月)・
21日(火)午前9時～11時、午後1時
30分～3時30分

ところ ウェルス幸手2階研修室

ご注意ください

指定日に都合のつかない人は、日程表の中で都合の良い日にお越しください。

受付日は土曜、日曜日を除きますが、2月26日(日)は申告の受付を行います。当日は混雑が予想されますので予めご了承ください。

申告期間中は、市役所税務課の窓口では申告できません。お手数でも申告会場までお越しください。

午前中は大変混み合い、待ち時間が長くなります。予めご了承ください。

各会場とも駐車場に限りがあります。なるべく車での越しは遠慮ください。

■主な税制改正(平成24年度分)

扶養控除の見直し

こども手当の創設および高校の実質無償化に伴い、住民税および所得税の年少扶養控除並びに特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されます。

▼内容

対 象	住民税(平成24年度から)		所得税(平成23年から)	
	廃止前	廃止後	廃止前	廃止後
年少扶養親族(0歳から15歳まで)に対する扶養控除の廃止	330,000円	0円	380,000円	0円
特定扶養親族(16歳から18歳まで)に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止	450,000円	330,000円	630,000円	380,000円

※特定扶養親族のうち19歳から22歳まで、一般扶養親族の23歳から69歳まで、老人扶養親族70歳以上の控除額は、変更なし。(平成23年12月31日現在の年齢)

所得税の申告について

問合せ 春日部税務署
※自動音声ガイダンス。

☎048(733)2111

確定申告が必要な人

①事業所得などがある人
事業をしている人、不動産収入がある人、土地や建物を買った人などで、計算の結果、所得税が課税される人。

平成23年分所得税の確定申告書は2月16日(木)～3月15日(木)に春日部税務署に提出(郵送可)してください。

なお、確定申告は、市内の各申告会場(右の日程表)でもできます。

②給与所得などがある人
大部分の給与所得者は、年末調整で所得税の納税を完了しますが、つぎの場合は確定申告が必要です。

ただし、つぎの人は市内の会場では申告できません。

○前年(平成23年1月1日～12月31日)の給与収入金額が2千万円を超える時

○青色申告の人

○給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える時

○雑損控除の申告をする人(東日本大震災による雑損控除も含む)

○給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える時

○土地・家屋や株式などの譲渡所得について申告する人(公共用地の土地収用に係る譲渡所得も含む)

○給与と所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える時

○投資信託などに伴う所得や申告分離課税を選択する配当所得がある人

○給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える時

○損失申告の人

○初めて住宅借入金等特別控除の申告をする人

○過年度分の申告をする人

○給与と所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超える時

○初めて住宅借入金等特別控除の申告をする人

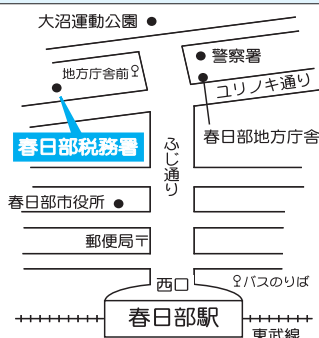
春日部税務署案内図

電話 048(733)2111

交通 ・東武線春日部駅(西口)から徒歩20分

・朝日バス(西口循環または春日部温泉行)バス停「地方庁舎前」から徒歩3分

※駐車場が狭いため、車の利用は遠慮ください。



e-Taxなら...



- ①国税庁ホームページから電子申告
- ②最高4000円の税額控除
- ③添付書類を提出省略
- ④還付金がスピーディー